

在宅ワークとは

資料No. 8-1

情報通信機器を活用して請負契約に基づきサービスの提供等（例えば、テープ起こし、データ入力、ホームページの作成、設計・製図等）を行う在宅形態での就労をいう（法人形態により行っている場合や他人を使用している場合などを除く）（「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」第2（1））。

在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン

- ・ 在宅ワークの契約に係る紛争を未然に防止し、在宅ワークを良好な就業形態とするため、在宅ワークの注文者が在宅ワークの契約締結の際に守るべき最低限のルールとして、ガイドラインを策定し（平成12年）、周知・啓発
- ・ 在宅ワークを取り巻く環境の変化を踏まえ、適用対象を拡大し、発注者が文書明示すべき契約条件を追加するなど、ガイドラインを改正（平成22年）
＜概要＞
 - ① 契約条件の文書明示及びその保存
 - ② 契約条件の適正化（報酬の支払、納期、継続的な注文の打切りの場合の事前予告、契約条件の変更等）
 - ③ その他（注文者の協力、個人情報の保護、健康確保措置、能力開発に関する支援、苦情の自主的解決等）
- ・ 都道府県労働局雇用均等室、公共職業安定所、マザーズハローワーク、都道府県男女共同参画センター等を通じて周知

在宅就業者総合支援事業

- ・ 在宅ワークを良好な就業形態とするため、在宅就業者のスキルアップ支援、在宅就業者及び仲介機関それぞれのネットワーク形成及び相互の交流支援、在宅就業者に対する相談対応等を実施

在宅就業者への情報提供、スキルアップ支援等

- Home Workers Web（<http://www.homeworkers.jp>）で、在宅ワーカーの能力開発、再就職に役立つ情報を提供
- セミナーの開催
- Home Workers Webまたはメールを利用した、在宅就業者に対する相談対応

発注者への情報提供

- 在宅就業者への発注を検討している企業等に向けた、在宅就業者への発注事例の紹介等活用利点の広報
- 在宅ワーカーを活用している企業が、Home Workers Webで自社の取組内容を投稿できる仕組みの構築・運用

良好な在宅就業環境の確保策の検討